

○大分市障害者福祉手当条例

昭和47年3月29日

条例第4号

改正 昭和48年3月31日条例第6号

昭和48年6月22日条例第27号

昭和49年3月30日条例第16号

昭和50年7月31日条例第26号

昭和50年12月27日条例第54号

昭和52年3月31日条例第8号

昭和56年3月31日条例第8号

昭和61年3月27日条例第3号

平成11年3月24日条例第12号

平成11年12月15日条例第37号

平成14年3月28日条例第11号

(題名改称)

平成18年3月28日条例第13号

平成18年9月28日条例第41号

平成20年9月18日条例第30号

平成23年3月22日条例第5号

平成24年3月27日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対し大分市障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。

（平14条例11・一部改正）

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者であると市長が認めたる者をいう。
- (2) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害程度の等級が1級から6級に該当する者をいう。
- (3) 知的障害者 知的障害者更生相談所又は児童相談所が判定した最重度、重度、中等度及び軽度の者をいう。
- (4) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (5) 施設入所者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条及び第42条並びに老人福

社法（昭和38年法律第133号）第20条の4及び第20条の5（同法第11条第1項第2号の措置に係る場合に限る。）に規定する施設に入所している者、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第6号に規定する医療機関又は施設において療養等の給付のため委託により収容されている者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所している者（同条第6項に規定する療養介護又は同条第7項に規定する生活介護を受けている者に限る。）をいう。

（昭50条例26・昭56条例8・平11条例12・平11条例37・平14条例11・平18条例41・平20条例30・平23条例5・平25条例9・一部改正）

（手当の種類）

第3条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉手当
- (2) 知的障害者福祉手当
- (3) 精神障害者福祉手当

（平11条例12・平14条例11・一部改正）

（手当の額等）

第4条 手当の額は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者福祉手当

区分	障害程度の等級	手当の額
18歳未満の者	1級、2級	年額 19,200円
	3級、4級	〃 15,600円
	5級、6級	〃 12,000円
18歳以上の者	1級、2級	年額 14,400円
	3級、4級	〃 9,600円
	5級、6級	〃 6,000円

(2) 知的障害者福祉手当

区分	手当の額
18歳未満の者	年額 19,200円
18歳以上の者	〃 14,400円

(3) 精神障害者福祉手当

区分	手当の額
18歳未満の者	年額 19,200円
18歳以上の者	〃 14,400円

(昭48条例6・昭49条例16・昭50条例26・昭52条例8・

昭56条例8・平11条例12・平14条例11・一部改正)

(支給対象者)

第5条 手当を受けることができる者は、本市に住所を有し、住民基本台帳法

(昭和42年法律第81号)第5条の規定により住民基本台帳に記録されている障害者とする。

- 2 身体障害者福祉手当は身体障害者に、知的障害者福祉手当は知的障害者に、精神障害者福祉手当は精神障害者にそれぞれ支給するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体障害者福祉手当、知的障害者福祉手当及び精神障害者福祉手当は、重複して支給しないものとする。

(平14条例11・全改、平24条例4・一部改正)

(申請及び決定)

第6条 手当の支給を受けようとする者は、当該支給を受けようとする手当の種類及び区分を選択し、市長に手当の支給の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、手当の支給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(昭50条例54・昭61条例3・平14条例11・一部改正)

(支給期間等)

第7条 手当は、その年額を支給期間に応じ月割計算するものとする。

- 2 手当の支給期間は、支給の申請があった日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。ただし、手当の支給を受けようとする者が第5条第1項に規定する要件を具備するに至った日(以下「資格取得日」という。)の属する月の翌月以後に支給の申請がされた場合であって次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給期間の始期は、当該各号に定め

る日の属する月とする。

- (1) 支給の申請が資格取得日から30日以内にされたとき 資格取得日
- (2) 手当の支給を受けようとする者が災害その他やむを得ない理由により申請をすることができなかつたと認められるとき 市長が別に定める日

(平14条例11・平20条例30・一部改正)

(支給の制限)

第8条 手当の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が市町村民税を課された者（市町村民税の申告等を行っていないことにより課されていない者を含む。）であるときは、当該課税年度の8月から翌年の7月までの期間に係る手当は、支給しない。

2 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該該当する期間について手当を支給しない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条若しくは第26条の2の規定に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当を受けることができる者
- (2) 施設入所者であつて、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付に相当するものをいう。）を受けているもの

(平14条例11・追加、平18条例13・一部改正)

(手当の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により手当を受けた者があるときは、当該手当の全部又は一部を返還させることができる。

(平14条例11・旧第8条線下)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第6号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第27号)

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第16号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第26号)

この条例は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第54号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第8号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第8号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第3号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第37号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の第6条第2項の規定により手当の支給の決定を受けていた保護者に監護されている当該支給の決定に係る心身障害者が、この条例の施行の際改正後の第5条第1項に規定する手当を受けることができる者に該当するときは、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、同条第2項の規定による手当の支給の決定を受けた者とみなす。

附 則（平成18年条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、平成18年9月以後の期間に係る手当について適用し、同月前の期間に係る手当については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日までの間、第1条の規定による改正後の大分市障害者福祉手当条例第2条第5号の規定の適用については、同号中「並びに障害者自立支援法」とあるのは「、障害者自立支援法」と、「者に限る。）」とあるのは「者に限る。）並びに同法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている者」とする。

附 則 (平成20年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分市障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第7条第2項の規定は、平成20年8月1日以後に新条例第5条第1項に規定する要件を具備するに至った者に係る手当について適用する。

附 則 (平成23年条例第5号)

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号の政令で定める日のいずれか遅い日から、第2条及び第4条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条中大分市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定及び同条例第1条の改正規定（「大分市障害程度区分判定審査会」を「大分市障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。）、第4条中大分市障害者自立支援協議会条例第2条第1号の改正規定並びに第5条中大分市障害者福祉手当条例第2条第5号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。